



介護・福祉

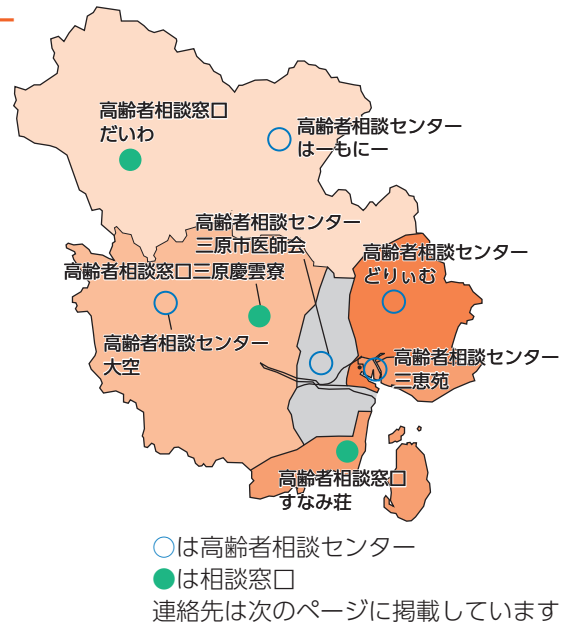
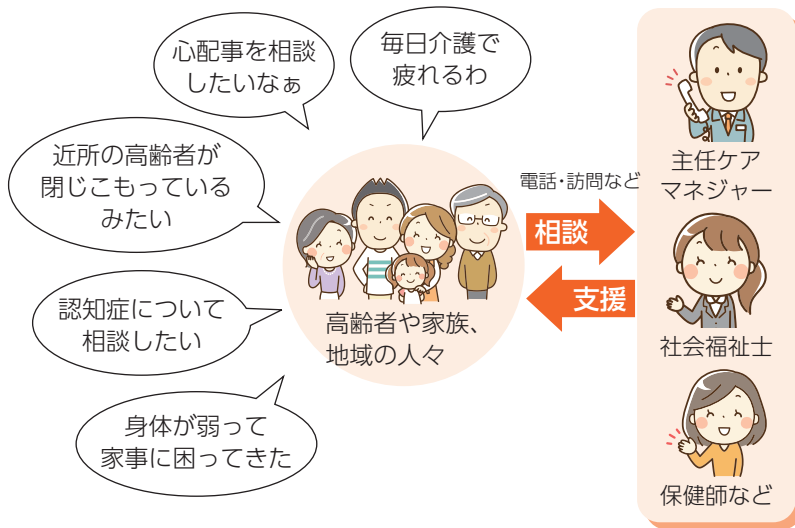
高齢者相談センター(地域包括支援センター)

高齢者福祉課

TEL 0848-67-6055

高齢者相談センター(地域包括支援センター)は市が委託して運営している機関です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師の専門職員が、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげて高齢者や家族の相談事の解決を支援します。

高齢者相談センター



介護・福祉

総合相談窓口

- ・介護保険・福祉・医療に関する相談
- ・どこに相談したらよいか分からない心配事や悩みの相談

権利擁護、虐待の早期発見・防止

- ・高齢者の人権や財産を守る権利擁護
- ・「成年後見制度」(認知症などで判断能力が衰えた際の、財産管理や日常生活での契約などを支援する制度)の相談
- ・虐待を発見した場合や、虐待の疑いがある場合の連絡

(以下は広告スペースです)

販売店

介護用品のレンタル・販売・住宅改修

広島県指示福祉用貸与事業所

広島県特定福祉用具販売事業所

お気軽にご相談ください

(有)シンエイ ライフ サポート

広島県三原市宮浦五丁目12番8号
TEL 0848-61-5670
FAX 0848-61-5671



介護予防ケアマネジメント

要支援1・要支援2・事業対象者の人を対象とするケアプランの作成

高齢者相談センター

	高齢者相談センター名	所在地	電話番号	FAX
①	高齢者相談センター どりいむ (三原市東部地域包括支援センター)	〒723-0003 中之町六丁目31番1号 (三原病院内) 担当地域 東町、館町、本町、港町、西町、宮沖、円一町、中之町、中之町南、駒ヶ原町、深町	0848-61-4410	0848-61-4420
②	高齢者相談センター 三恵苑 (三原市南部地域包括支援センター)	〒723-0014 城町三丁目7番1号 (介護老人保健施設三恵苑内) 担当地域 旭町、古浜、城町、糸崎、糸崎南、木原、鉢ヶ峰町、奥野山町、須波、須波西、須波ハイツ、幸崎能地、幸崎久和喜、幸崎渡瀬、幸崎町能地、鷺浦町	0848-63-6775	0848-63-1715
③	高齢者相談センター 三原市医師会 (三原市中央地域包括支援センター)	〒723-0051 宮浦一丁目15番16号 (三原市医師会病院西館内) 担当地域 宮浦、皆実、西宮、西野、頼兼、明神、田野浦町、田野浦、青葉台、登町、沖浦町、宗郷、和田、貝野町	0848-63-7100	0848-63-7104
④	高齢者相談センター 大空 (三原市西部地域包括支援センター)	〒729-0414 下北方一丁目6番5号 (本郷中央病院北東側) 担当地域 小坂町、長谷、沼田、新倉、沼田東町、小泉町、沼田西町、高坂町、本郷町、本郷南、本郷北、下北方、南方	0848-86-2450	0848-86-2485
⑤	高齢者相談センター はーもにー (三原市北部地域包括支援センター)	〒722-1412 久井町和草1906番地1 (久井保健福祉センター内) 担当地域 八幡町、久井町(全域)、大和町(全域)	0847-32-5007	0847-32-5017

高齢者相談窓口

	名称	所在地	電話番号	FAX
A	高齢者相談窓口 すなみ荘	〒723-0035 須波ハイツ二丁目26番27号 担当地域 高齢者相談センター 三恵苑の担当地域と同様	0848-69-3269	0848-69-1479
B	高齢者相談窓口 三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1550番地 担当地域 高齢者相談センター 大空の担当地域と同様	0848-66-2100	0848-66-3601
C	高齢者相談窓口 だいわ	〒729-1321 大和町和木1538番地1 担当地域 高齢者相談センター はーもにーの担当地域と同様	0847-34-1214	0847-35-3020

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人
三原市社会福祉協議会
三原市城町一丁目2-1 サン・シープラザ4階

誰もが安心して暮らせる
まちづくりを目指して!



電話 0848-63-0570
FAX 0848-63-0599
Eメール info@m-shakyo.jp
https://m-shakyo.jp




ユニゾンライフ

ユニゾンライフ三原市港町1丁目4-23 TEL 0848-61-5153

ユニゾンライフは介護用品保険対象商品の取扱店です。

各種の専門家と連携をとりながら住みやすい
住環境や住宅改修プランを提案いたします。
また、バリアフリーへのリフォーム、福祉用具や
諸施設情報などについてもアドバイスいたします。
在宅介護を念頭においた住宅の新築のご相談もお任せください。




介護保険以外の在宅福祉サービス

	事業名	対象条件	事業内容	
			内容	利用料
1	ふれあい訪問給食サービス事業	65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で疾病等の理由により見守りを要する人	弁当の配送と安否確認 月曜日～土曜日の1日1食(昼・夕食選択制)ただし、週5回まで (※地域によっては夕食の配食ができない場合があります。)	弁当代実費 1食600円
2	ふれあい安心電話設置事業	65歳以上の単身世帯で心身が虚弱なため日常生活を営む上で常時注意を要する人	緊急通報装置貸与、携帯型緊急通報通話装置貸与	・緊急通報装置レンタル実費 固定型:662円/月 携帯型:1,019円/月 ・電話料金:実費
3	高齢者日常生活用具給付事業(自動消火器)	被保護世帯または所得税非課税の寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者などで防火等の配慮が必要な人	自動消火器の給付	0円
4	家族介護用品支給事業	高齢者、同居家族が共に市民税非課税世帯で、要介護3・4または5と認定された在宅の高齢者と同居している家族	紙おむつなどを購入できる「三原市家族介護用品購入助成券」を交付 ・要介護3の人を介護している場合:月額3,000円分 ・要介護4・5の人を介護している場合:月額6,000円分	

敬老事業

	事業名	対象条件	事業内容	
			内容	利用料
5	敬老優待乗車証	三原市に居住している70歳以上の高齢者	市内運行バス優待乗車証の交付(一部除外あり)	1回100円
6	敬老優待乗船券	鷺浦町に居住している70歳以上の高齢者	敬老優待乗船券の交付(枚数に制限あり)	1回100円
7	敬老事業補助	地域において実施される敬老事業(75歳以上の高齢者)	運営の一部を補助	
8	敬老祝金	市内に居住する88歳、100歳の高齢者	88歳(10,000円)、100歳(50,000円)	

※優待乗船券は鷺浦町のみ。詳しくは問い合わせてください。

介護保険以外の施設サービス

高齢者福祉課

TEL 0848-67-6055

➡ 養護老人ホーム

自宅で生活することが困難な高齢者が入所し、自立した生活を営むことができるように支援する施設です。

- 市内の施設
- ・白滝園 小泉町116番地1
 - ・三原慶雲寮 小坂町1563番地
 - ・亀甲園 久井町江木161番地1

対象

- ・原則として65歳以上で、環境上・経済上の理由により、自宅で生活することが困難な人
- ・市民税の所得割非課税世帯の人

(以下は広告スペースです)

ゆったり、のんびり、たのしく。
誰もが笑顔でいられる介護を。

地域の生活に根ざしたサービスを
介護・福祉のトツツ 検索



**ゆったりケアの
ふあみい**

株式会社トツツ(代)0848-21-3111
<https://www.tots.jp/>
f tots.onomichi

三原 皆実/和田/中之町/沼田西/久井 **福山** **尾道** **世羅** **東広島** **安芸高田**

● デイサービスセンター ● 認知症対応型デイサービスセンター ● グループホーム ● 小規模多機能ホーム ● ヘルパーステーション
● 適合高齢者専用賃貸住宅 ● 住宅型有料老人ホーム ● 居宅介護支援事業所 ● 福祉用具貸与・販売事業所

下記の居宅介護支援事業所までお気軽にお電話下さい。

笑顔みはら(沼田西) ☎0848-85-0421

**ご相談は
無料です**

各ケアハウス

各ケアハウス

家庭環境・住宅事情などの理由により自宅で生活することが困難な人が、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設です。

市内の施設

- ・サンライズ大池 深町583番地 TEL 0848-60-0630
- ・サンライズ港町 港町一丁目3番22号 TEL 0848-61-5788

対象

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下がある人、高齢のため独立して生活するには不安がある人、家族の援助が困難な人

高齢者見守り付住宅(シルバーハウジング)

三原市営住宅管理グループ TEL 0848-62-1800

生活援助員が入居者の安否確認、生活相談などの基礎的サービスを行い、自立生活を支援する住宅です。

市内の施設

市営小西北住宅1号棟 西野五丁目13番

対象

市内に住所がある60歳以上の人で市営住宅への入居条件を満たす人
 ※単身入居可
 ※夫婦世帯の場合、一方が60歳以上であれば可

介護保険

高齢者福祉課

TEL 0848-67-6240

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。

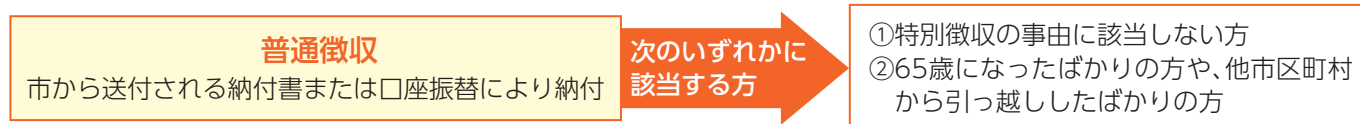
介護保険料の納め方

▶ 第1号被保険者(65歳以上の方)

保険料は、原則として公的年金から天引きされます。



※年金を複数受給されている方は、年金の種別により、天引きする優先順位があります。



▶ 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入している人)

現在、加入している医療保険料に上乗せして納めます。詳しくは加入している医療保険者へ問い合わせてください。

※介護保険料については、市民税課 (TEL 0848-67-6030) または各支所地域振興課へ問い合わせてください。

(以下は広告スペースです)

ringo-en
りんごえん
隣ご縁

- デイサービス隣ご縁皆実
- 住宅型有料老人ホーム隣ご縁皆実
〒723-0052広島県三原市皆実六丁目7番31号
- サービス付き高齢者向け住宅隣ご縁皆実
- 訪問介護ステーション隣ご縁皆実
〒723-0052広島県三原市皆実六丁目7番32号
- 居宅介護支援事業所隣ご縁皆実
〒723-0052広島県三原市皆実六丁目7番32号
TEL.0848-38-2250 隣ご縁皆実(株)CKKサポート

特殊詐欺

気づいて防ごう!

気をつけて! こんなことがあったら… 特殊詐欺の可能性あり!

オレオレ詐欺

出典元: 警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

特殊詐欺

気づいて防ごう!

気をつけて! こんなことがあったら… 特殊詐欺の可能性あり!

預貯金詐欺

出典元: 警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

介護サービスが利用できるまでの流れ

サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

第1号被保険者 65歳以上の方

第1号被保険者は、介護や日常生活の支援が必要になったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の方 医療保険に加入している人

第2号被保険者は、介護保険の対象となる病気(特定疾病)が原因で介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

認定の申請



高齢者福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要な物

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証

申請書には主治医の名前、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

※申請書は窓口にあります。また市ホームページからもダウンロードできます。

要介護認定



訪問調査

認定調査員が本人のいるところへ訪問し調査します。

主治医の意見書

本人の状態等について主治医が意見書を作成します。

審査・判定

医療・保健・福祉の専門家により審査・判定します。

市(保険者)

介護保険制度の運営は、市が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 保険証の交付
- 保険料の賦課徴収
- サービスの確保と整備

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

認定結果



要介護度は7段階にわかれます。「要介護」の人は「介護サービス」を、「要支援」の人は「介護予防サービス」を受けられます。

介護サービス(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス(予防給付)※

高齢者相談センターに依頼

一般介護予防事業(地域支援事業)

高齢者相談センターに相談

※認定申請前の方でも、生活に支障のある方の相談を受けることができます。お気軽に高齢者相談センターへご連絡ください。

(以下は広告スペースです)

特殊詐欺

気づいて防ごう!

気をつけて! こんなことがあったら…
特殊詐欺の可能性あり!

還付金が振り込まれるので指示どおり操作してください

還付金詐欺

出典元:
警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

特殊詐欺

気づいて防ごう!

気をつけて! こんなことがあったら…
特殊詐欺の可能性あり!

有料サイトの利用料金が未払いです。

架空料金請求詐欺

出典元:
警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

「一人一人の幸せを基本とし、質の高い福祉サービスをめざす」

社会福祉法人 **三原のぞみの会**

ホームページ <http://www.mihara-nozomi.jp/>

盲養護・特別養護老人ホーム **白滝園**
三原市小泉町116-1
TEL0848-66-3214

デイサービスセンター **白滝園**
三原市小泉町1066-1
TEL0848-66-0579

きぼう介護センター
(デイ・訪問・居宅・福祉用具)
三原市明神3丁目15-17
TEL0848-36-6145

介護保険サービス

介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑰は直接施設に相談してください。

要介護度により利用できるサービスが異なります。サービスを利用する場合、費用の1割、2割または3割が利用者負担です。

▶ 自宅で受ける

① 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

② 訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③ 訪問看護

疾患などがある方の、居宅を看護師が訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

▶ 施設に通う

⑤ 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで受けられます。

⑥ 通所リハビリテーション (デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで受けられます。

▶ 短期の入所

⑦ 短期入所生活介護・短期入所療養介護 (ショートステイ)

福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられる「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

▶ 介護環境を整える

⑧ 福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨ 福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

⑩ 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

▶ 施設サービス

⑪ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な方が入所します。(原則要介護3以上の人が入所できます。)

⑫ 介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬ 介護療養型医療施設・介護医療院

長期にわたる療養や介護が必要な方のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

▶ 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。

⑭ 小規模多機能型居宅介護

⑮ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

⑯ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑰ 看護小規模多機能型居宅介護

など

※施設サービスや一部の居宅サービス、地域密着型サービスの食費や居住費、日常生活費は利用者負担になります。

介護保険に関する届け出

こんなとき	内容	必要な物
転入したとき	前住所地で要介護認定を受けていた方は、14日以内に介護保険資格取得手続きを行なってください。	<input type="checkbox"/> 前住所地で発行された受給資格証明書
転出するとき	要介護認定を受けている方には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために、受給資格証明書を発行します。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証
死亡したとき	介護保険被保険者証を返却してください。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証
被保険者証を紛失したとき	高齢者福祉課の窓口で、再発行します。	—

利用者の負担を軽減する制度

次の軽減認定を受けるためには申請が必要です。

① 負担限度額認定

所得の低い方などが、施設サービスや短期入所サービスを利用する場合は、所得に応じて食費や居住費(滞在費)が減額されます。

② 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が行う一部のサービスの利用者負担が軽減される場合があります。

申請に必要な物

利用者本人の資産が分かる物(通帳など)

介護保険の相談・苦情があるときは

三原市保健福祉部高齢者福祉課

TEL 0848-67-6240

広島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

TEL 082-554-0783

広島県東部厚生環境事務所 厚生課

TEL 0848-25-2011

介護保険についての相談や苦情等は、次の窓口で受け付けています。

・利用しているサービスや担当者に不満がある	➡ サービス提供者
・サービス提供責任者に不満が言いにくい	➡ ケアマネジャー
・介護サービス計画の内容について	➡ ケアマネジャー
・ケアマネジャーに不満がある	➡ ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所
・サービス提供事業所やケアマネジャーに不満が言いにくい	➡ 市役所高齢者福祉課
・相談・苦情全般	➡ 市役所高齢者福祉課
・サービス利用の苦情で市で解決が困難な場合	➡ 広島県国民健康保険団体連合会
・認定や保険料について市で解決が困難な場合	➡ 広島県介護保険審査会 (広島県東部厚生環境事務所厚生課)

高齢者の健康

介護予防事業

高齢者福祉課

TEL 0848-67-6055

▶ パワーリハビリ運動機器の利用

パワーリハビリトレーニング運動機器を利用して介護予防・健康づくりを行うことができます。(要支援・要介護認定事業対象者を除く。)

※事前に講習会を受講する必要があります。

▶ 介護予防研修会

運動・栄養・口腔機能の向上を中心とした研修会を行います。

▶ いきいき百歳体操

イスに座ってDVDを見ながら行う体操です。週に1回以上自主的に4人以上で集まって体操ができるグループにDVDを貸し出しています。

▶ 出前講座

地域のグループからの希望に合わせて保健師等が講師として出向き、健康づくりや介護予防のテーマで講話をします。

認知症関連事業

高齢者福祉課

TEL 0848-67-6055

▶ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、適切な対応方法を学ぶことで、認知症の方や家族を温かく見守る地域の応援者となるための講座です。

▶ 認知症講演会

認知症を正しく理解するための講演会です。

▶ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

在宅の認知症高齢者の自宅へ、やすらぎ支援員が訪問し、見守りや話し相手等をして家族介護者を支援します。

▶ 認知症カフェ

認知症の方とその家族及び地域の方が気軽に参加し、お茶を飲みながら「ほっ」とする空間で、仲間づくりをしながら楽しい時間を過ごすことができます。

▶ 認知症高齢者等ひとり歩きSOSメール配信事業

認知症高齢者等が行方不明になった際、事前にメール配信登録をしている人に行方不明者の性別や年齢、服装などの情報を配信します。

※登録は  P8「市メール配信システムの登録」へ。

ふれあい・いきいきサロン

三原市社会福祉協議会

TEL 0848-63-0570

誰もが住み慣れた地域で元気で暮らすことができるよう、気軽に出かけていける仲間づくりの場です。

障害のある人の福祉

障害者福祉課

TEL 0848-67-6060

障害者手帳・障害者自立支援制度・手当・医療など

▶ 身体障害者手帳

身体に障害がある方が、各種の福祉制度を利用するときに必要になります(等級により利用できるサービスが異なります)。

対象

身体に永続的な障害があり、その障害の程度が身体障害者障害程度等級表に該当する方

▶ 療育手帳

知的障害がある人が、各種の福祉制度を利用するときに必要になります。

対象

知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じ、何らかの特別の支援を必要とする状態で、県こども家庭センターにおいて、知的障害の判定を受けた方(年齢制限などはなし)



▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害がある人が、各種の福祉制度を利用するときに必要になります。県精神保健福祉センターで等級などを審査・決定します。

対象

精神疾患のある人(知的障害者を除く)のうち、日常生活や社会生活に制約がある方

医療費助成・手当など

▶ 重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者(児)が医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額(入院時の食事に係る標準負担相当額を除く)から、一部負担金を除いた額を助成します。1医療機関ごとに1日200円の一部負担金が必要です(入院は月14日、通院は月4日を限度)。

対象

- ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・療育手帳④、A、⑥の方
 - ・精神保健福祉手帳1級かつ自立支援(精神通院)受給者証所持者(通院のみ)
- ※所得による支給制限があります。

▶ 自立支援医療

更生医療

身体に障害のある人の障害を取り除いたり、または軽くしたりして日常生活を回復または、容易にするために行われる医療です。医療費の1割が自己負担になります。(例)人工関節置換術、人工透析療法、ペースメーカー埋込術など

対象

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、更生医療を必要とする人(世帯の所得に応じて自己負担上限額を決定します。自己負担上限額を超えての負担はありません)

精神通院医療

精神疾患で医師から通院医療の必要性が認められ、病院や診療所に通院する場合、医療費の公費負担を受けることができます。

対象

自己負担額は原則として医療費の1割です(世帯の所得に応じて自己負担上限額を決定します。自己負担上限額を超えての負担はありません)。

▶ 特別障害者手当

著しく重度の身体・知的または精神に障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。

対象

障害の程度は、障害年金など1級程度、または身体障害者手帳の障害の異なる1級、2級程度の障害が重複している方

※所得による支給制限があります。

▶ 障害児福祉手当

著しく重度の身体・知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給します。

対象

- ・身体障害者手帳の1級・2級程度の障害のある方
 - ・療育手帳概ね④の方
- ※所得による支給制限があります。
※障害年金などは、市民課または三原年金事務所が窓口です。

▶ 重度心身障害者介護手当

在宅の重度心身障害者(5歳以上20歳未満)を日常生活において常時看護または養育している保護者に支給します。

対象

身体障害者手帳1級で、寝たきり状態にある方または療育手帳④の方を在宅で常時看護・養育している保護者
※所得による支給制限があります。

障害者福祉課

TEL 0848-67-6060

▶ 補装具の交付・修理

身体に障害のある人に対し、障害のある部分を補い、日常生活や社会生活を円滑にするため、障害の種類に応じて、補装具費を給付します。

(例)義足、車いす、視覚障害者安全つえ、補聴器など

対象

- ・身体障害者手帳を持っている方
- ※自己負担額は原則として基準価額の1割です。(世帯の所得に応じて自己負担上限額を決定します。)
※補装具・日常生活用具の一部は、介護保険の給付・貸与の対象です。介護保険が適用になる場合は介護保険を優先して利用することになります。

▶ 日常生活用具の給付・貸与

在宅の心身障害者(児)に対し、日常生活の利便を図るため、障害の種類と程度に応じて、生活用具費を給付します。

(例)入浴補助用具、特殊寝台、便器、訓練いす、携帯用会話補助装置、移動用リフト、視覚障害者用時計、頭部保護帽、ファックス、住宅改修費など

対象

- ・身体障害者手帳、療育手帳を持っている方
- ※自己負担額は原則として基準価額の1割です。(世帯の所得に応じて自己負担上限額を決定します。)
※補装具・日常生活用具の一部は、介護保険の給付・貸与の対象です。介護保険が適用になる場合は介護保険を優先して利用することになります。

▶ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

手話通訳者・要約筆記者を派遣して、聴覚、言語障害者のコミュニケーションと社会参加の促進を図ります。

対象

市内に居住する人で、聴覚、音声機能、言語機能の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方



▶ 障害者優待乗車証・乗船券の交付

申請により、市内を運行する路線バス(高速バスは不可)に無料で乗車できる乗車証を発行します。乗車証を使用する時は、一人の介護人を付けることができます。また、鷲浦町に住んでいる対象者は、無料になる乗船券を発行します(回数に制限あり)。乗船券を使用する時は、一人の介護人を付けることができます。

対象

身体障害者手帳(第1種)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

▶ 重度障害者タクシー券の交付

申請により、対象のタクシーで使えるタクシー券を交付します。

対象

市内在住で、次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ・身体障害者手帳(肢体不自由)
上肢1級、下肢1級、体幹1級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
上肢機能1級又は移動機能1級
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

※タクシー券の交付を受ける場合、障害者優待乗車証(バス)をお持ちの方は、返還いただきます。

▶ 障害者有料道路割引

身体障害者手帳または療育手帳を持っている方で、有料道路を利用する場合、通常料金の半額を割引きます。

対象

- ・本人が運転する場合
手帳を持っている方すべてが対象
- ・本人以外が運転する場合
手帳の障害程度が(第1種)の方が対象

※対象とならない自動車もあります。

▶ 腎臓機能障害者通院交通費補助

腎臓機能障害により、人工透析(血液透析療法)を受けるために通院している方に対し、通院にかかる交通費を補助します。

対象

腎臓機能障害の身体障害者手帳を持っており、人工透析(血液透析療法)を受けるために通院している方
※所得制限があります。

▶ NHK受信料の免除

一定要件に該当する世帯のNHK放送受信料が全額または半額免除されます。福祉事務所(障害者福祉課)で証明が必要です。

対象

- ・全額免除:「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を持っている方がいる世帯で、同一住所員全員が市民税非課税の場合
- ・半額免除:視覚障害、聴覚障害により身体障害者手帳を持っている方、重度の障害(身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、A、精神障害者保健福祉手帳1級)を持っている人が世帯主で受信契約者の場合

▶ 障害者控除対象者の認定

障害者手帳がなくても、認定を受けることで、障害者本人、扶養者の所得から、所得税・住民税の控除を受けることができる場合があります。控除額は障害の程度によって異なります。

対象

精神または身体に障害のある65歳以上で、障害の程度により福祉事務所長の認定を受けた方

子育て支援課

TEL 0848-67-6045

▶ 小児慢性特定疾患等治療通院交通費補助

小児慢性特定疾患治療研究事業または特定疾患治療研究事業の対象疾患として認定された18歳未満の児童を、その疾患のために市外の医療機関へ通院させる保護者に対し、同伴する保護者の交通費の一部を補助します。

対象

三原市に居住し、小児慢性特定疾患医療受診券または特定疾患医療受給者証の交付を受けている18歳未満の児童の保護者
※所得制限があります。

(以下は広告スペースです)



「一人一人の幸せを基本とし、
質の高い福祉サービスをめざす」

社会福祉法人 **三原のぞみの会**

ホームページ <http://www.mihara-nozomi.jp/>

- 障害者支援施設 **泉の里**(入所・生活介護)
三原市小泉町1044 TEL0848-66-3456
- 三原きぼう作業所(生活介護)
三原市明神1丁目18-1 TEL0848-63-4563
- チューリップ(就B)
三原市明神2丁目14-37 TEL0848-64-7407
- 障害福祉サービス事業所ぴーず(生活介護・就B)
三原市明神3丁目16-20 TEL0848-38-1866
- みのり生活介護事業所(生活介護)
三原市宮浦1丁目16-29 TEL0848-67-7355
- みのり作業所(就B)
三原市宮浦4丁目3-22 TEL0848-36-5513

それぞれに合った就労と一緒に
考え応援します! 😊
モットーは、笑顔

WISH 株式会社 **WISH**

ウィッシュ **WISH**

就労移行支援事業・
就労継続支援B型事業・定着支援事業
三原市城町1丁目15-1旭ビル201
TEL.0848-38-9555



ミーティア **METEOR**

就労継続支援B型事業
三原市港町3丁目21-17
TEL.0848-38-2677



障害福祉サービス

身体障害者手帳を持っている人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病患者などは、次のサービスを利用できます。(サービスの種類によって、利用できる対象者の年齢や障害支援区分などに条件があります)

・介護給付: 居宅介護・重度訪問介護・短期入所・療養介護・生活介護など

・訓練等給付: 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助

※地域生活支援事業として、移動支援・日中一時支援・訪問入浴などがあります。

三原市指定相談支援事業所

障害者福祉課

TEL 0848-67-6060

指定相談支援事業所とは、障害者・障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援などの相談に応じています。市内には指定相談支援事業所が15事業所あります。

名称	所在地	電話番号/FAX番号	主たる対象者			
			身体	知的	精神	児童
きぼう相談支援事業所	明神一丁目18番1号	TEL 0848-63-4563 FAX 0848-63-7556	○	○	○	○
障害者相談支援センター タクト	本郷北三丁目4番4号	TEL 0848-86-2188 FAX 0848-86-2195	○	○	○	○
寿波苑 障害者相談支援事業所	須波ハイツ四丁目15番1号	TEL 0848-69-0568 FAX 0848-69-0398	○	○	△	△
相談支援事業所のぶき	本郷町南方21134番地1	TEL 080-4558-1845 FAX なし	○	○	○	○
特定非営利活動法人 けんけん・ぱ	円一町三丁目10番3号	TEL 0848-61-5538 FAX 0848-61-5586	○	○	○	○
のぞみ相談支援事業所	明神三丁目16番16号	TEL 0848-29-7800 FAX 0848-29-7801	○	○	○	○
Piano 2(ぴあのぴあの) 相談支援事業所	宮浦三丁目6番2号	TEL 0848-67-1528 FAX 0848-67-7422	○	○	○	○
地域生活支援センター さ・ポート	港町三丁目19番6号	TEL 0848-62-1736 FAX 0848-62-1737	○	○	○	○
障害者生活支援センター ドリームキャッチャー	城町一丁目2番1号	TEL 0848-63-3319 FAX 0848-63-3359	○	○	○	○
相談支援事業所くるみ	大和町大草9061番地	TEL 080-4551-3892 FAX なし	○	○	○	○
アップル介護サービス相談支援事業所	本町一丁目7番32号	TEL 0848-36-5544 FAX 0848-36-5566	○	○	○	○
相談支援事業所ヴァンベール	中之町六丁目31番1号	TEL 0848-64-7851 FAX 0848-64-5083	○	○	○	△
相談支援事業所 かえで	宮浦四丁目10番10号	TEL 080-8243-0866 FAX なし	○	○	○	○
ピッコロ相談支援事業所	深町10480番地1	TEL 0848-36-6107 FAX 0848-36-6177	○	○	○	△
やっさ相談支援事業所	中之町五丁目3番7号	TEL 0848-67-7101 FAX 0848-67-7106	○	○	○	△

市外の事業所については、障害者福祉課 (TEL 0848-67-6060) へ問い合わせてください。

民生委員・児童委員

社会福祉課

TEL 0848-67-6058

三原市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0848-63-0570

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手・支援者です。市内には230人の民生委員・児童委員と22人の主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱(任期3年)され、高齢者・障害のある人・子ども・ひとり親家庭などの相談に応じたり、助言したりしています。

生活困窮者支援

自立相談支援センターみはら(サン・シープラザ4階)

TEL 0848-67-4568

生活や就労などで困っている方の総合的な支援を行います。経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、就職がなかなか決まらない方、不安や心配事がある方は、ひとりで悩まずご相談ください。

生活保護

社会福祉課

TEL 0848-67-6059

病気やけが、失業などで自力で生活するための努力をしてもなお生活や医療に困っている人には、生活保護制度があります。本人または同居の親族が社会福祉課で相談してください。